

京都市都市公園条例第5条に規定する特別の理由に係る取扱基準

京都市都市公園条例（以下「条例」という。）第5条各号に掲げる特定行為については、関係法令の規定による許可を受けた場合のほか、市長が特別の理由があると認めるときには行うことができることとしているが、この特別の理由の取扱い及び特別の理由の存否の承認に係る手続については、下記のとおりとする。

記

（特別の理由の承認）

- 1 条例第5条に規定する特別の理由の承認は、次に掲げる場合に行うこととする。
 - (1) 学校、保育所等が、その活動のために行おうとする場合
 - (2) 大学又はそれに類する研究機関等が調査及び研究の目的のために行おうとする場合
 - (3) やむを得ず車両を乗り入れようとする場合
- 2 1に掲げる場合に該当するものについては、次に掲げる基準を満たす場合に限り、特別の理由を認めるものとする。
 - (1) 「京都市の都市公園における行為許可基準」（以下「行為許可基準」という。）1(1)に掲げる条件を満たすこと
 - (2) 行為の実施について、その必要性が認められるものであること
 - (3) 竹木の伐採、土石若しくは植物の採取又は鳥獣魚貝の類の捕獲は、必要最小限のものとすること
 - (4) 鳥獣魚貝の類の殺傷は、原則として認めない。やむを得ず実施しようとする場合は、その実施について相当の必要性が認められ、かつ、他の公園利用者及び周辺の地域に十分に配慮された態様、時間、場所において行うものであること
 - (5) 立入禁止区域への立入りは、目的を達成するために必要最小限の範囲とすること
 - (6) たき火は、公園の地面を含む公園の施設を損傷することのないよう措置が講じられ、安全対策が十分になされており、煙の影響等について周辺地域に十分な周知がなされていること
 - (7) はり紙又ははり札は、劣化しにくい材質、構造のもので、公園施設を損傷しない方法により掲出されるものであり、行為許可基準2(3)に掲げる条件を満たすこと
 - (8) 物品の頒布は、公益を目的として行うものであること

- (9) 募金、署名等の方法及び内容は、行為許可基準 2 (2) に掲げる条件を満たすこと

(特別の理由の存否に関する承認の手続)

- 3 特別の理由により条例第 5 条各号に掲げる行為を認める場合には、公園管理者に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「承認願」という。）を提出させ、承認を行うものとする。

- (1) 行為をしようとするものの住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者名）
- (2) 行為をしようとする場所又は範囲
- (3) 行為の内容
- (4) 行為の理由又は目的
- (5) 行為をしようとする期間
- (6) 行為をしようとする人数
- (7) 竹木の伐採、土石若しくは植物の採取又は鳥獣魚貝の類の捕獲若しくは殺傷をしようとする場合には、対象とする物件の名称、行為の態様並びに伐採、採取、捕獲又は殺傷をしようとする物件の数量
- (8) たき火をしようとする場合には、燃焼させる資材の名称、公園の施設の損傷を防止するための措置の内容、安全対策の内容並びに周辺地域への周知の方法及びその結果
- (9) はり紙又ははり札をしようとする場合には、掲出しようとする内容及び期間、はり紙又ははり札の材質及び構造並びに掲出の方法
- (10) 物品の頒布をしようとする場合には、行為の具体的な方法並びに頒布物の内容及び数量
- (11) 募金、署名等をしようとする場合には、行為の具体的な方法

- 4 承認願には、行為をしようとする場所又は範囲を記載した図面その他公園管理者が必要と認める書類を添付させるものとする。

- 5 P a r k－U P 事業により地域が定めたルールに従って行う行為については、条例第 5 条に規定する特別の理由があるものとみなす。

(標準処理期間)

- 6 承認願が提出された日の翌開庁日から起算して 1 4 日とする。ただし、当該承認願の補正を求めた場合において、当該補正をするために要する期間は、含まない。

(雑則)

- 7 承認を受けた行為を実施しないこととなった場合には、その旨を速やかに公園管理者に報告させるものとする。
- 8 特別の理由があると認められた行為は、承認の際に公園管理者が付した条件及び公園管理者の指示に従って実施させるものとする。

附 則

この取扱基準は、令和7年4月1日から施行する。